

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十五号）

（附則第五十三條關係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（社会福祉法の一部改正）</p> <p>第三条 <u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第三項第七号中「精神障害者地域生活援助事業」を「精神障害者居宅生活支援事業」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>（第二条の規定による改正に伴う経過措置）</p> <p>第四条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「新法」という。）第五十条の三の二第四項に規定する精神障害者地域生活援助事業を行っている国及び都道府県以外の者であつて、<u>社会福祉法第六十九条第一項の規定による届出</u>をしている者は、<u>新法第五十条の三第一項の規定による届出</u>をしたものとみなす。</p> <p>2 この法律の施行の際現に新法第五十条の三の二に規定する精神障害者居宅生活支援事業（同条第四項に規定する精神障害者地域生活援助事業を除く。）を行っている国及び都道府県以外の者について新法第五十条の三第一項の規定を適用する場合には、同項中「あらかじめ」とあるのは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十五号）附則第一条ただし</p>	<p>（社会福祉事業法の一部改正）</p> <p>第三条 <u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第三項第三号の三中「精神障害者地域生活援助事業」を「精神障害者居宅生活支援事業」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>（第二条の規定による改正に伴う経過措置）</p> <p>第四条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「新法」という。）第五十条の三の二第三項に規定する精神障害者地域生活援助事業を行っている国及び都道府県以外の者であつて、<u>社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出</u>をしている者は、<u>新法第五十条の三第一項の規定による届出</u>をしたものとみなす。</p> <p>2 この法律の施行の際現に新法第五十条の三の二に規定する精神障害者居宅生活支援事業（同条第三項に規定する精神障害者地域生活援助事業を除く。）を行っている国及び都道府県以外の者について新法第五十条の三第一項の規定を適用する場合には、同項中「あらかじめ」とあるのは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十五号）附則第一条ただし</p>

書に規定する規定の施行の日から起算して三月以内に」とする。

書に規定する規定の施行の日から起算して三月以内に」とする。